



広報

ごよがわら

発行所

五所川原市役所

516号

昭和57年4月1日

印刷 (株) 佐々木印刷工業

市の人口 男 25,785人
53,264人 女 27,479人

世帯数 14,650

(昭和57年3月1日現在) 住民基本台帳から



悲喜こもごもの春

「あった、あった」「やったぞ」。県内公立高校の合格者発表が行われた3月17日、各県立高校の掲示板前では悲喜こもごもの光景がみられた。

五所川原高校では、午前8時過ぎから受験生や先生、父兄が三三五五前庭に詰めかけ、午前9時、合格者名簿の掲出と同時に生徒昇降口にどっと押しかけ、真剣な眼差しで名前を追った。

「あった、あった」「やったぞ」と歓声をあげ、肩を抱き合い跳びあがる女生徒、拳を突き上げる男生徒……、そのなかで肩を落とし、しょんぼり帰って行く生徒の姿もみられた。

全日制67校(定時制15校)で、平均競争率1.11倍のやや広き門、への挑戦とはいえ、明と暗の一日だった。(写真=3月17日、五高で)

市議会第一回定例会から(要旨)



市長、施政方針を表明

二年続きの不作はひとり農家経済に多大の打撃を与えているばかりでなく、他の産業にも影響を及ぼし、市全体が不況に見舞われておりまして今年は大変厳しい年になるであろうと予想されます。しかし、私達はこうした不況を徒らに憂えているだけでは少しの前進もないわけでありまして、ひとつの試練として受けとめ、これを乗り越えてゆく勇氣と努力を市民一一致で傾注していかねばならないと存じます。

地方自治の本旨は申すまでもなく、市民福祉の増進にあるわけで、市政運営の基本方針として「意思の疎

通「市民福祉の向上」を掲げておりますが、社会の進展に伴ない市民ニーズは多

く、高度化してきておりその全てを一挙に解決することは到底至難なことでありまして、従いましてその中で何が重要であるのか、何を優先して実施すべきか、その選択をし、施策として検討し計画し実施していくことがつまり行政であります。社会資本の蓄積に乏しい当地域としてはまだまだ課題が多く先進都市に伍していくためには思い切った施策も必要になって参ります。幸いにも市総合開発計

画が策定され、将来のあるべき姿が画かれております。これを現実のものにしてゆくための不断の努力が今後一貫してゆくならば、将来への希望は明るく拓かれてゆくものと信じます。さて、こうした当市をとりまく社会情勢、経済状況を直視し、また一方では行政改革の波が押し寄せてくる中で、新年度における当市の事業計画、予算を編成することはまことに厳しい

環境にあります。財政の現状を申し上げますと、地方自治体の財政運営の指針である地方財政計画は五・六％の低い伸び率を示し、また市税等については不作不況の影響により大幅な増収が期待できず、地方交付税等についても同様であり歳入における一般財源の確保は昨年以上に厳しいといわざるを得ません。一方、歳出においては、物件費、公債費等義務的経費の増嵩、社会資本蓄積、

災害復旧のための投資的経費の増大等により財政構造に弾力性を損なう傾向にあると指摘されるのではないかと懸念されます。しかし、最少の経費で最大の効果を挙げるといふ行政運営の基本に則り、効率的運用を図り健全化の堅持に努め「人間性豊かな住みよい活力あるまち五所川原」を目指して参る所存であります。

このためまことに苦慮しております。

生活基盤の整備等四本柱を實現

たところでありまして、昭和五十七年度一般会計予算案は総額一・二一億六千九百円と前年度当初予算に比較し、二四％と高い伸び率となりました。これは行政改革の推進と併行しながらも地方財政計画における地方単独事業の推進確保にあわせた積極的な予算としたものであります。また、特別会計も夫々同様の趣旨であります。

編成の重点目標としてはこれまでの通り

一、市民生活関連基盤の整備充実
二、産業経済の振興
三、教育、文化、体育の振興
四、広域圏としての中核都市機能の整備充実

を施策の柱として、これらの実現にあたることにいたしました。

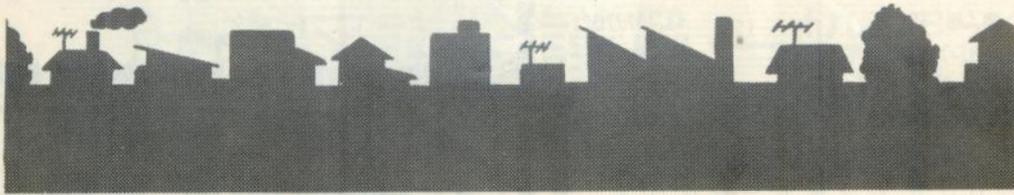
まず、第一点については日常生活圏内道路橋梁の整備、交通安全施設の整備、農業施設及び公共土木施設

の災害復旧事業、消防施設の整備拡充、農村総合整備モデル事業、新農業構造改善事業、新たに始まる市営住宅建設事業、西北中央病院増改築事業、上水道拡張工事、下水道整備事業、土地区画整理事業等市民生活に密着した事業を進め、より豊かな生活環境造りに努めたいと存じます。

第二点については、毘沙門地区への市営牧場建設事業、農道整備事業等土地改良事業の促進、中小企業相談所の開設、中小企業対策のための特別融資、地方卸売市場整備への助成等産業の振興を促し経済の安定を図って参りたいと存じます。

第三点については、懸案の第四中学校の建設、鍵っ子対策としての留守家庭教室の開設、不動公園内の子供の森の建設、幼稚園就園奨励費、菊ヶ丘運動公園の整備等施設整備を充実し、うるおいとゆとりのある教育、文化、体育の振興を促して参りたいと存じます。

第四点については、新広域市町村圏計画ともあわせ



57年度一般会計予算決まる

歳入・歳出とも 121億6,624万円

57年度一般会計予算

(単位千円・△印は減)

区	分	57年度	前年度比
市	税	2,682,721	10.3%
地方譲与	税	104,000	△ 2.8
自動車取得	税	62,000	17.0
地方交付	税	2,630,000	10.4
交通安全対策	特別交付金	8,500	21.4
分担金及び負担金		369,529	5.3
使用料及び手数料		155,523	4.0
国庫支出金		2,778,740	29.4
県財産	収入	640,738	1.4
寄附	収入	156,153	97.7
繰入	金	1	—
繰越	金	4,624	皆増
諸	収入	1	—
市	債	714,915	0.2
		1,858,800	146.5
合	計	12,166,245	24.0

歳	出	57年度	前年度比
議	会	126,560	△ 1.0%
総	務	1,416,773	6.5
民	生	2,668,402	3.5
衛	生	849,900	66.6
労	働	321,714	238.5
農	業	763,176	△ 6.5
林	業	252,623	1.7
商	工	2,337,985	53.1
土	木	446,173	9.0
消	防	1,697,285	26.6
教	育	366,238	781.5
災	害	907,416	17.7
公	債	2,000	—
諸	支	10,000	—
予	備		
合	計	12,166,245	24.0

昭和五十七年度の市の一般会計予算額が、歳入歳出とも百二十一億六千六百二十四万五千円と決まりました。これは、昭和五十六年度当初予算額に比べて二十三億五千八百二十一万五千円(伸び率二四・〇%)の増となっております。また、三月補正予算を見込んだ五十六年度の現計予算と比較すると、八億九千二百五十四千円(伸び率七・九%)の増となりました。

これは、従来から国及び県に働きかけてきた重点事業が、五十七年度に採択される見通しとなったため、地方財政計画の五・六%を大幅に上回る結果となりました。新年度は、①市民生活関連基盤の整備充実②産業経済の振興③教育、文化、体育の向上④広域圏としての中核都市機能の整備充実：を施策の柱に掲げ、人間性を豊かな住みよい活力あるまちの実現を目指しております。厳しい財政の環境下ですが、行財政改革の推進と併し、地方財政計画における

57年度特別会計

(単位千円)

区	分	57年度	伸び率
国民健康保険	事業	2,549,840	0.1%
市立高等看護学院	定	47,508	18.6
長者森平和公園	造成事業	4,882	△ 9.2
下水道事業		1,886,597	39.1
水道事業			
	収益的収入	521,906	38.2
	収益的支出	478,797	26.7
	資本的収入	907,000	△ 8.5
	資本的支出	976,873	△ 12.1
病院	事業		
	収益的収入	2,530,080	6.3
	収益的支出	2,530,080	6.3
	資本的収入	1,994,535	97.5
	資本的支出	2,050,731	94.7

る地方単独事業(地方財政計画上八・五%の伸び率)の推進確保と合わせ、積極的な予算の編成となりました。【関連記事四、五面へ】

農用地利用増進特別対策	2,000万円
災害復旧関連経費	43,407万円
市営住宅(48戸)建設	56,165万円
伝染病隔離病舎建設	7,323万円
西北五衛生処理組合への助成	21,000万円
西北中央病院への助成	13,000万円
下水道事業への繰出	28,365万円
労働金庫への預託金	1,800万円

終末処理場の管理本館



学校を建設

57年度の重点施策

2. 産業経済の振興

中小企業特別融資の原資	18,000万円
地方卸売市場整備への助成	466万円
金融事務指導及び中小企業相談所開設	370万円
冷害対策試験機械購入	70万円
農道等整備	8,765万円
市営牧場建設	7,761万円

3. 教育、文化、体育の向上

第四中学校建設	41,418万円
歴史民俗資料館建設	16,920万円
留守家庭教室の開設（カギッ子対策）	258万円
幼稚園就園奨励費	1,433万円
子供の森建設	632万円

4. 広域圏としての中核都市機能の整備充実

立体交差橋建設	23,867万円	農工団地指定の調査費	600万円
都市公園整備	16,256万円	働く婦人の家及び保健センター建設	49,290万円
津軽広域水道企業団への出資	7,510万円	津軽北部大規模農道建設促進費	100万円

「泥窯師」をRABの県政の窓で紹介

市内の働く青少年の陶芸クラブ「泥窯師」が、勤労青少年ホームに集う「泥窯師」のタイトルで、四月十一日放送の青森放送（RAB）県政の窓で紹介されます。

〇ご視聴下さい。

〇放送日時

四月十一日（日）午前八時十五分、県政の窓

〇放送局名

青森放送（RAB）

黄色い交通

安全旗を配布

市交通事故防止対策本部（本部長・寺田秋夫市長）は交通安全運動思想を高めるため、四月早々、約一万四千戸の毎戸に黄色い交通安全三角旗を配布します。春、夏、秋と年末年始の交通安全運動期間中、それに毎月十日、二十日、三十日の零のつく日に、戸外に掲出するよう協力を呼びかけています。

電話の引越しはお早め

春は異動のシーズンです。が、電話の引越しも忘れ



卓球王国・中国で修業

トクラス(十四歳以下)選手強化・育成のため、卓球王国・中国へ派遣する全中国で二十九人の選手の中から選ばれたものです。

二人は、昨年十二月八日市で開かれた県下中学校卓球新人戦でエイトまで進出

二中の松野さんら市内から二人

卒され、三月二十四日成田空港を発ちました。

四月四日まで中国に滞在、中国選手を混えた合宿と研修で卓球の技量を磨くことにしています。

五所川原卓球協会の三上昭造理事長と市を訪れた松

野さんは、「中国卓球のよいところを学んで、日本へ帰って生かしたい」と抱負を述べ、寺田市長は、「体に気をつけ、青森県はもちろん、日本を代表する選手になって欲しい」と励ましました。

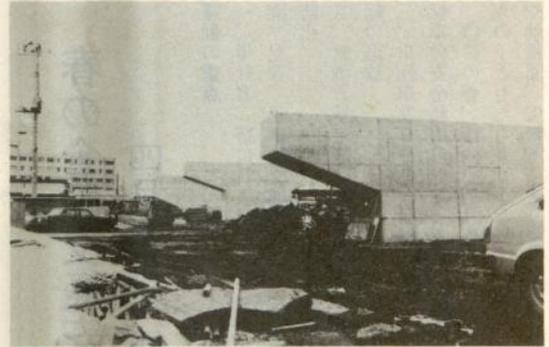
中学生の卓球選手で中国へ派遣されるのは青森県では初めてのことで、市内の卓球関係者は二人の成長に熱い期待を寄せています。

募集人員五十人
集期間四月一日〜末日
対象者市内在住の主婦
お申し込み先市内鎌谷町一七〜七、市中央公民館(☎35六〇五六番)
お申込み方法電話で住所、氏名年齢、電話番号を連絡のうえお申し込み下さい。

1. 市民生活関連基盤の整備充実

道路橋梁整備	64,377万円
交通安全施設整備	856万円
消防施設整備	3,541万円
除雪機械購入(2台)	2,000万円
農業基盤整備モデル事業	3,585万円
新農業構造改善事業	2,950万円

第四中



建設が進む立体交差橋



西北中央病院の増改築現場

「生活学校」会員募る

「生活学校」運動
家庭の主婦が中心となり「生活学校」というグループをつくり、物価、食品の安全、ゴミ処理、子供の環境等、消費生活、日常生活上の問題の解決をとおして地域や家庭をよくする運動です。

この時期は工事が混み合いますので、引越し先が決まったら、手続きはお早めに五所川原電報電話局へお申し出下さい。全国どこへでも移せます。

お問い合わせ先 五所川原電報電話局第一営業課(☎34二〇〇番)



五所川原警察署長訴える

昨年、青森県では交通事故の発生も、傷者も、死者も減少した年でした。ところが、五所川原署管内の場合、死者が一昨年の十人から五人に減少したものの、死亡事故になりかねない人身事故が四百十二件、五百九人の傷者という、有史以来の数を記録しているばかりか、今日現在、さらに昨年を上回りがねないただならぬ事態にあります。

第一点は、五所川原署管内は交通事故が多過ぎることです。

交通事故は最悪の事態に

市民ぐるみで事故防止を

○人口一万人当たりの事故
全国 四十一人
青森県 四十七人
五所川原 六十一人

○車の保有台数一万台当たりの事故
全国 百二十五台
青森県 百四十七台
五所川原 百八十四台
○免許人口一万人当たりの

第二点は、その事故がどんな場所、誰が、どうして起こしているかというところ。事故は市外地で多く起きているということです。全国的には、交通事故は

れは、車対車の事故が全体の六七〇％、どんな車が事故を起こしているか、乗用車の事故が全体の六三〇％

マナーが最大の問題です。車を運転する人に難しいことを求めているのではないのです。自動車学校で学んだことを思い出しながら運転してほしいのです。もっと端的にいうなら、安全速度を守る、スピードは出すな

市街地で集中的に起きています。五所川原の場合はその逆で、旧市内の発生 三四％、それ以外の場所 六四％となっており、

○どうして事故が起きていますか
●スピードの出し過ぎと、前をよく見えていないというのが大半です。

四月六日から春の全国交通安全運動が始まります。市民ぐるみで交通事故防止に立ち上がっていただきますようお願い申し上げます。

事故
全国 百八人
青森県 百三十二人
五所川原 百五十二人

○どんな事故が多いか、その状況にあります。

○どんな事故が多いか、その状況にあります。

浪和(一)
三役が寺田市長に託しました。



こんなことのないよう皆んなで安全運転を

春の全国交通安全運動

四月六日～四月十五日

運動の重点
一、歩行者、特に新入学(園)児等、子供の交通事故防止
二、飲酒、暴走等、無謀運転の追放
三、自転車及び原動機付自転車の安全利用の促進
◎この春、市内で約二千

す。交通社会人としていよいよ一人立ちするわけですが、当人たちが親たちも不安がいつばいです。

図書購入資金にと
九万六千余円寄付



除厄祈願祭実行委
昭和五十七年五所川原市合同除厄祈願祭実行委員会(荒木関正幸委員長)は三月十日、市立図書館の図書購入資金に役立てて下さいと九万六千八百六十九円を市に寄付、荒木関委員長ら

財産区議会議員一般選挙

北部土改区総代選挙も

市選挙管理委員会で、先きの委員会で各財産区議員の一般選挙と、北部土改区総代選挙の日程を次のとおり決めました。

野里、神山、松野木、戸沢財産区議会議員一般選挙

期日 四月十一日(日)

告示月日 四月四日(日)

投票できる方 昭和五十七年一月二日以前から各々の地域住民として住民基本台帳に登録され、引き続き居住している方で、昭和三十七年四月十二日以前に生まれた方です。

投票時間及び投票所、不在者投票等詳しくは、当該選挙区の毎戸にチラシ等でお知らせします。

なお、財産区の選挙は、投票所入場券を配布しませんのでご注意ください。

北部土改区総代選挙

市選挙管理委員会で、先きの委員会で各財産区議員の一般選挙と、北部土改区総代選挙の日程を次のとおり決めました。

野里、神山、松野木、戸沢財産区議会議員一般選挙

期日 四月十一日(日)

告示月日 四月四日(日)

投票できる方 昭和五十七年一月二日以前から各々の地域住民として住民基本台帳に登録され、引き続き居住している方で、昭和三十七年四月十二日以前に生まれた方です。

投票時間及び投票所、不在者投票等詳しくは、当該選挙区の毎戸にチラシ等でお知らせします。

なお、財産区の選挙は、投票所入場券を配布しませんのでご注意ください。

北部土改区総代選挙

選挙期日 四月十八日(日)

告示月日 三月二十九日(月)

総代の選挙権

土地改良区の区域内にある土地につき、土地改良法第三条に規定する参加資格を有する方。(同法施行令第四条第四項及び第十二条第二項に該当する場合を含む)

選挙人名簿の調整、縦覧は北部土改区で行います。

また、選挙区、投票所等詳細は、当該選挙区の毎戸にチラシ等でお知らせします。

国民年金保険料が改正

国民年金は加入者が老齢になったり、障害者となったり、母子世帯になった場合に年金を支給して、生活の安定を図ることを目的としています。

国民年金の年金額は、物価の上昇にあわせて、毎年増額されてきており、昨年も七・八%の引き上げが行われました。

一方、年金給付の財源は、皆様が提出する保険料の積立金と国庫の負担金などによって賄われていたのですが、国民年金の財政を健全に保つためにも、年金給付の引き上げに伴ない保険料の額も引き上げていかなければなりません。

このような事情から、保険料の額が四月分から月額

五、二二〇円に改定されます。

皆さんの理解とご協力を願います。

なお、四月中に五十七年度分保険料(四月分から翌年の三月分までの一年分)を一括して前納しますと、定額保険料は六万二千六百四十円が六万四千三百円になり、千五百十円引きになります。付加保険料は六万七千四百四十円が六万五千八百十円になり、千六百二十円引きになります。

年金のはなし

その10

国民年金の受給権がある人で、次のような場合になったときは、受給権がなくなります。

①すべての国民年金に該当

受給権者が死亡したとき

②障害年金

障害の程度がよくなつて、国民年金法障害等級表に該当しなくなったときから三年を経過したとき

③母子・準母子年金

1 受給権者である母、祖母、または姉が次のいずれかに該当したとき

(ア)結婚したとき

(イ)直系血族または直系姻族以外の養子となつたとき

2 支給または加算の対

受給権がなくなるとき

次のいずれかに該当したとき

(ア)結婚したとき

(イ)養子となつたとき

(ウ)離縁により養子でなくなったとき

(エ)生活を同じくしなくなつたとき

④遺児年金

受給権者である十八歳未満の子、または十八歳を超え二十歳未満の国民年金法障害等級表に該当する程度の障害のある方が、次のいずれかに該当したとき

(ア)結婚したとき

(イ)養子となつたとき

(ウ)離縁により養子でなくなったとき

⑤寡婦年金

受給権者である妻が、次のいずれかに該当したとき

(ア)六十五歳になつたとき

(イ)死亡したとき

(ウ)結婚したとき

(エ)養子にいつたとき

なつたとき

(イ)十八歳になつたとき

(ウ)障害者である子の障害が治つたとき、または二十歳になつたとき

(イ)死亡したとき

なつたとき

(イ)母または父と生活を同じくしたとき

(ウ)十八歳になつたとき

(イ)障害者である子の障害が治つたとき、または二十歳になつたとき

(イ)死亡したとき

改定について

市では、水道財政の健全化を図るため、水道料金の値上げ案を提案したところ、さる3月の定例市議会で可決されました。新料金は5月分の水道料金から適用されます。平均改定率は35.46%で、口径13^{ミリ}の水道メーターが取り付けられている家庭で、1ヵ月の使用水量が15立方^{メートル}の場合は、これまでの1,160円から1,400円になります。また、水道料金の高額化をおさえるためと、水道の新旧使用者の公平を図る目的で4月1日から「水道加入金制度」を採用することになっています。

○水道料金改定の理由

人口の増加と市民生活様式の近代化に伴って、年々増え続ける水需要にこたえるため、市は、昭和55年度から58年度完成目標に第4次拡張事業を実施しています。完成までは、約31億4千万円というぼう大な事業費を必要としますがその資金はほとんど国からの借入金でまかなわれています。

このため、水道財政が次第に悪化し、昭和58年度末には、累積2億4千8百万円の大幅な資金不足が見込まれるに至りました。水道水は市民生活に欠くことのできない資源であり、いくら経営が苦しくなっても増加する水の需要に対しては、市民生活を豊かにするため、水源の確保、水道施設の拡充をしなければなりません。

水道事業の経営は、地方公営企業法によって、独立採算制をとっています。いくら資金不足を生ずることがあっても市の税金で穴うめすることができませんので、どうしても水道料金を値上げしなければならなくなったわけであります。

水道料金体系現行・改定比較表

現 行 料 金

料率 用途	基本水量 (1ヵ月につき)	基本料金 (1ヵ月につき)	超過料金 (1 [㎡] につき)
家庭用	9 [㎡]	600円	85円
営業用	10 [㎡]	1,170円	135円
湯屋用	100 [㎡]	5,200円	85円
団体用	10 [㎡]	1,150円	135円
工業用	50 [㎡]	4,080円	120円
臨時用	1 [㎡]	145円	0
プール用	100 [㎡]	5,200円	85円

メーター使用料金

メーター口径	13 ^{ミリ}	20	25	30~40	50~100
メーター使用料 (1ヵ月につき)	50円	60	70	300	700

改 定 料 金

基本料金（1ヶ月につき）

メーターの口径	料 金	メーターの口径	料 金
13 ^{ミリ}	500円	50 ^{ミリ}	15,000円
20 ^{ミリ}	1,000円	75 ^{ミリ}	30,000円
25 ^{ミリ}	2,000円	100 ^{ミリ}	50,000円
30 ^{ミリ}	3,000円	150 ^{ミリ} 以上	管理者が別に定める
40 ^{ミリ}	5,000円		

従量料金（1[㎡]につき）

用途及び種別		区 分		料 金
一 般 用	メーター口径 13 ^{ミリ} 以下	第1段	1 [㎡] ~10 [㎡]	50円
		第2段	11 [㎡] ~20 [㎡]	80円
		第3段	21 [㎡] ~30 [㎡]	100円
		第4段	31 [㎡] 以上	130円
	メーター口径 20 ^{ミリ} 以上 25 ^{ミリ} 以下	第1段	1 [㎡] ~10 [㎡]	50円
		第2段	11 [㎡] ~20 [㎡]	90円
		第3段	21 [㎡] ~30 [㎡]	130円
		第4段	31 [㎡] 以上	160円
メーター口径 30 ^{ミリ} 以上	第1段	1 [㎡] ~30 [㎡]	200円	
	第2段	31 [㎡] 以上	230円	
浴場用・公設プール用				90円

○使用量に応じた料金となります

この改定の料金表は、口径別料金体系といわれている料金の仕組みです。

今までは、水道の使用目的ごとの用途別料金体系でしたが、口径別料金体系に変える理由は、簡単にいって使用量の少ない一般家庭の負担を軽く、大量の水を使用する場合は、原価に見合った負担をしていただくシステムであります。

○用途別に関係なく

これまでの料金計算は、水道使用の用途別すなわち家庭用、営業用、また事務所が団体用などと分類して行われていました。

今回の改定で、5月分の料金からは、用途に関係なく水道メーターの大きさによって計算されることとなります。

例えば、メーターの口径が13^{ミリ}で、使用水量が15立方^{メートル}の場合は、次のような計算方法となります。

水道料金の

○水道料金計算例

◎メーターの口径が13³/₁₆インチで使用水量が15立方¹/₁₆の場合

(イ) 基本料金 (メーターの口径に対する料金)	500円
(ロ) 従量料金 (使用水量に対する料金)	第1段 1 ¹ / ₁₆ ㎡~10 ¹ / ₁₆ ㎡ × 50円 = 500円	
	第2段 11 ¹ / ₁₆ ㎡~20 ¹ / ₁₆ ㎡ (15-10)㎡ × 80円 = 400円	
	合 計	15 ¹ / ₁₆ 900円

(ハ) 水道料金の額は、(イ)と(ロ)を加えたもので

$$500+900=1,400 \text{ となります。}$$

○加入金について

水道加入金制度は、全国の水道事業所のうち約80%の事業所が採用していて、現在県内においても8市町村がこれを採用しています。

これは、水道料金の高額化をおさえるためと、水道の新旧使用者の負担の公平を図ることを目的として採用されているものです。

○加入金の額

メーター口径	加入金の額	メーター口径	加入金の額
13 ³ / ₁₆ インチ	40,000円	50 ³ / ₁₆ インチ	800,000円
20 ³ / ₁₆ インチ	100,000円	75 ³ / ₁₆ インチ	1,500,000円
25 ³ / ₁₆ インチ	200,000円	100 ³ / ₁₆ インチ	2,500,000円
30 ³ / ₁₆ インチ	300,000円	150 ³ / ₁₆ インチ以上	管理者が別に定める
40 ³ / ₁₆ インチ	500,000円		

○加入金の徴収

○加入金は、給水装置を新設して新規に給水を申し込む者から、給水工事の申し込みの際に、設置するメーターの口径に応じた金額を徴収します。

○給水装置の改造工事を行う場合は、メーターの増径を伴うものについて、増径メーターに対応する加入金の額との差額を徴収します。

○加入金の徴収は、4月1日から給水装置の新設又は改造(メーター口径の増径に限る)を申し込む者から徴収することになっていますが、4月1日以前に給水工事を申し込んでいる方でも、5月末日まで申込者の理由によって給水工事に着手しない場合は、新しい条例により加入金を徴収することになっていますのでご注意ください。

○松島、広田団地の排水施設使用料も同時に改定されました

松島、広田団地の排水施設使用料も水道料金と同じく5月分の使用料から新しい料率で徴収することに改定されました。改定料率の内容は、今までは、水道料金の70%に相当する額を徴収していましたが、5月分の使用料からは水道料金の65%(料率5%引き下げ)に改められました。

例えば、水道メーターの口径が13³/₁₆インチで、使用水量が15立方¹/₁₆の場合は、これまでは、1ヵ月分777円でしたが、改定後は910円となります。

○五所川原市料金等問題懇談会に意見を求める

水道料金や排水使用料の値上げは、市民の台所に直接影響を与えることになるので、それらの点も十分考慮しながら実施しなければなりません。

このため、市民の各層からなる「五所川原市料金等問題懇談会」(川崎亮一会長)に値上げ案を示し、審議をお願いしてきました。

その結果、去る2月12日、同会長から市長あてに「水道事業は、利用者負担を原則とした独立採算制度にたっていること等を考慮すると、現在の財政状態からみて値上げはやむを得ない措置と認められる。また、排水施設使用料についても「施設使用者の心情を考慮すると改定料率を65%とすることは至当と認められる」という内容の答申書が出されました。この答申書を十分に尊重し、今回の定例市議会にそれぞれ料金値上げ案を提案し決定されたものです。

新料金早見表を4月15日前後チラシで毎戸に配布します。

第3回特別弔慰金をうけるために

特別弔慰金(第3回)の請求権の消滅時効は、昭和57年5月7日となっております。

日数も少なくなりましたが、せっかくの権利を失うことのないようご注意ください。

早わかり出発点 → 旧軍人、軍属、準軍属であった方の戦没者の遺族ですか

はい

戦没者にかかわる恩給法及び遺族援護法による

公務扶助料
特例扶助料
遺族年金
遺族給与金

昭和54年4月1日現在受給していませんか

はい

今回は該当しません

いいえ

受給していた方が昭和50年4月1日から昭和54年3月31日までの間に死亡しましたか

はい

戦没者の妻、夫、子、父母、祖父母、兄弟、姉妹、おじおば、その他葬祭を行なった方などですか。
(受給権となるべき方については、担当係員にお尋ね下さい)

はい

昭和57年5月6日までに特別弔慰金(債券12万円)を請求できます。時効期日-昭和57年5月7日

請求に必要なもの

①戦没者の除籍謄本②戦没者の父母の死亡にかかわる除籍謄本③請求者の戸籍抄本④請求者のハンコ⑤同順位者の同意書⑥申立書、請求書

くわしいことは市役所35-2111 市民課内線275番へ!!

乳幼児の健康診査

乳幼児の健康診査と健康相談を次の日程で行います。該当する赤ちゃんには、受診させるようにして下さい。

- 受付時間 午後0時30分から1時まで
 - 持参するもの 母子健康手帳、バスタオル
- 現在病気治療中か他の医療機関で健康診査を受けている乳幼児はご遠慮下さい。

1歳6ヵ月児に限り歯科衛生指導も行います。

月 齢	対 象	と き	と ころ
3ヵ月児	昭和56年12月生まれの乳児	4月13日	旧中央公民館
6ヵ月児	昭和56年9月生まれの乳児	4月20日	
1歳6ヵ月児	昭和55年10月生まれの乳児	4月27日	

五十七年度の各種検診日程

□胃腸病検診 五月十九日から二十二日までの四日間と、六月二十九日、三十日、七月一日から三日までの合わせて九日間です。

前期は旧市内、後期は新市内の予定です。

□結核検診 六月十五日から二十四日までと、九月六日から十日までの合わせて十三日間です。ただし、土、日曜日は除きます。

□子宮癌検診 九月二十九日から十月二日までの四日間の予定です。

詳しくは、市保険衛生課(☎35-2111番・内線二七〇番)へ。



一般廃棄物(ごみ)処理に関する答申について

昭和五十六年十月三十一日の組織会以来、一般廃棄物(ごみ)問題懇談会の委員の皆様には、年末、年始の多忙の中を五回にわたり精力的にご審議をいただきました。二年続きの冷害に農家は

大きな打撃を受け、出稼ぎを余儀なくされております。

また、農家経済に負うところの大きい商店をはじめ各事業所とも不況に苦しんでおります。

このような状況の時に、一部にしる有料化することは非常に心苦しいが、このまま廃棄物(ごみ)問題を

放置しておく、あとで市民へ大きな負担として跳ね返ってまいりますので、付帯要望事項を添えて答申がありました。

一、最少限の料金を徴収することは避けられないものである。

二、最大積載量〇・五トまでの車輛一台について五〇〇円、以下〇・五トを増すごとに五〇〇円を加算する。

ただし埋立処分地に計量器がないため、車輛に積載されるごみの量は七〇%とみなす。

付帯要望事項

1 一般家庭から排出する不燃物で、市が収集、運搬及び処分するものは従来どおり無料とする。

2 多量の一般廃棄物(一時間にごみの排出量が一〇キログラム以上のも)と、事業活動に伴うもので市長が指示する場所(埋立処分地)に搬入する不燃物は、1とともに条例が規則に明示することが望ましい。

3 一般家庭、事業所(商店、工場、建設、病院等)一般廃棄物処理業者等、市民に対して1、2と併せて

6 埋立処分手数料を将来において改正しようとする場合には、懇談会の意見を

求める。

広報紙の早期配布にご協力下さい